

令和8年6月山口県議会定例会議案目次

条 例

議案第2号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
議案第3号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第4号	一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第5号	山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	7
議案第6号	過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第7号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
議案第8号	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	17
議案第9号	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21
議案第10号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	23

議案第二号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和八年六月十五日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(山口県公営企業の設置等に関する条例及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

一 山口県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山口県条例第四十六号)第六条

二 流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年山口県条例第二十号)第五条

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

議案第三号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和八年六月十五日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項を次のように改める。

災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- 一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある人事委員会が定める現場において行う巡回監視又は当該現場において重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査
- 二 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項の都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項の市町村災害対策本部が他の地方公共団体に設置された災害に対処するため、当該災害による被害が生じ、又は生じるおそれがある地域において、県庁舎以外の場所で行う関係行政機関等との連絡調整
- 三 前各号に掲げる作業に相当するものとして人事委員会が定める作業

第二十七条第二項中「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第一項各号に規定する」を「第一項第一号

及び第三号に掲げる」に、「七百三十円」を「千四百四十円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第一項第二号に掲げる作業が深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）において行われた場合 千四百四十円にその百分の五十に相当する額を加算した額

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（災害応急作業等手当の内払）

2 改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第二十七条第二項又は第三項の規定により令和八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた災害応急作業等手当は、改正後の条例第二十七条第二項又は第三項の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

議案第四号

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和八年六月十五日提出

山口県知事 村岡 政

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び旅行者の職務」を削り、「別表」を「規則」に、「知事が」を「規則で」に改める。

第十七条中「別表」を「規則」に改める。

別表を削る。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第二条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

2 前項の費用弁償の額は、次の各号に掲げる費用弁償の種類に区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及び旅行雑費 別表第二の規定による額

二 その他の交通費 別表第三の規定による額

三 宿泊費 国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。）別表第二の一の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の指定職職員等の欄に掲げる額

四 包括宿泊費 移動に係る第一号（旅行雑費に係る部分を除く。）及び第二号の規定による額並びに宿泊に係る前号の規定による額の合計額

五 宿泊手当 省令別表第三の一の表の規定による額
別表第四及び別表第五を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年八月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定（「及び旅行者の職務」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）及び改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例及び改正後の議員報酬条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

議案第五号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

令和八年六月十五日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項第三号中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」に改め、同号口中「又は山口県教育委員会」を削り、「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改め、同条第二項中「（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第五十三条の二第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」を「同法」に改め、同条第三項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」の下に「（昭和三十年法律第三十七号）」を加える。

附則第五条の四第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年度」に、「平成二十一年から令和七年まで」を「平成二十一年から令和十二年まで」に改め、同条第三項中「同条第十六項」を「同条第十二項」に改める。

附則第五条の五中「（当該金額が当該納税義務者の第二十七条及び第二十七条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第二十七条及び第二十七条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第五条の六中「令和二十年度」を「令和三十年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第二十七条の三第一項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第二十七条の三第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・七七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・六七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・五五」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第六条の二中「令和二十年度」を「令和三十年」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・九五分の五・〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・九分の十・一」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・八分の二十・二」と、「六十七分の二十三」とあるのは「六十六・七七分の二十三・二三」と、「五十七分の三十三」とあるのは

は「五十六・六七分の三十三・三三」とする。

附則第九条の四の七第六項中「附則第十二条の二の七の二第一項」を「附則第十二条の二の八第一項」に改める。

附則第十三条の二の次に次の一条を加える。

(非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第十三条の二の二 租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この項及び附則第十七条の三の二第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項及び附則第十七条の三の二第一項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第三十七条の十四第四項第一号に規定する基準年（附則第十七条の三の二第一項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第十七条の三の二第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第九条の八第一項第三号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第九条の八第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項第六号及び第三十九条の十二第一項の規定の適用については、第二十四条第一項第六号及び第三十九条の十二第一項中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第十三条の三第一項中「附則第十七条の三の二第一項」を「附則第十七条の三の三第一項」に改める。

附則第十五条の二第二項中「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防

止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十七条の三の二を附則第十七条の三の三とし、附則第十七条の三の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十七条の三の二 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四第八項の規定の適用があつたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第三十九条の十五第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項第七号並びに第三十九条の十八第一項及び第二項並びに第三十九条の十九の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等（第三十九条の十八において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この号及び第三十九条の十八第一項において「非課税口座」という。）及び同法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同法第三十七条の十四第六項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第三十九条の十八第一項及び第二項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第三十九条の十八第一項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税

口座の廃止の際」と、第三十九条の十九中「年の翌年の一月十日（施行令で定める場合にあつては、施行令で定める日）」とあるのは「月の翌月十日」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第九条の四の七第六項の改正規定 公布の日
 - 二 附則第五条の六、第六条の二及び第十五条の二の改正規定並びに附則第五項の規定 令和十年一月一日
 - 三 第五十三条の二の改正規定 令和十年四月一日
- （県民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第二十七条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）及び」とする。

- 3 改正後の条例第二十七条の三第二項及び附則第五条の五の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例附則第五条の四の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項

に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第六項に規定する認定住宅等(同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋(同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第十項に規定する認定住宅等(同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

5 改正後の条例附則第十五条の二第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う山口県税賦課徴収条例附則第十五条の二第一項の土地等の譲渡について適用する。

議案第六号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和八年六月十五日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第三条第六項中「のうち、当該特別償却設備」の下に「（地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和八年四月一日以後に改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第六項、第五条第四号又は第六条第二号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該行為に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「これらの規定に該当する行為に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税

の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和八年山口県条例第

号）の施行の日から一月以内に」とする。

議案第七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和八年六月十五日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定により規則で定める保育士の員数の算定については、当該保育所に勤務する規則で定める員数の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第四十三条第九項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第三項から第五項までの規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

附則第三項中「第三十条」を「第三十条第一項」に、「による」を「（同条第二項、次項又は附則第五項の規定により保育士とみなされる者及び同条第二項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による」に改める。

附則第四項及び第五項中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

附則第六項中「前三項」を「第三十条第二項及び前三項」に、「第三十条」を「同条第一項」に改める。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 第三十条第二項及び附則第三項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第二項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第八号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

令和八年六月十五日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年山口県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 前三号の規定により置かなければならない保育士（前号に規定する保育士である者に代える者を除く。）については、一人に限り、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）（当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等に限る。以下「当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保すること。

第三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 前条第三号及び第四号並びに前号の規定により置かなければならない保育士（前号に規定する保育士である者に代える者を除く。）については、一人に限り、当該連携施設に勤務する特定理学療法士等（以下「当該連携施設に勤務する特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該連携施設に勤務する特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該連携施設に勤務する特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保すること。

附則第三項中「附則第二項」を「前項」に改める。

附則第八項の表附則第四項の項の前に次のように加える。

第二条第五号の二	第二条第三号の規定により置かなければならない保育士	当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等
第三条第二号の二	第三条の規定によりその例によることとされる第二条第三号の規定により置かなければならない保育士	当該連携施設に勤務する特定理学療法士等

附則に次の二項を加える。

9 第二条第五号の二及び附則第七項の規定により当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等及び看護師等（当該連携施設に勤務する者を除く。以下この項において同じ。）のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園（連携施設を除く。）の保育士（同号ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

10 第三条第二号の二及び附則第七項の規定により当該連携施設に勤務する特定理学療法士等及び看護師等（当該連携施設に勤務する者に限る。以下同じ。）のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該連携施設の保育士（同号ただし書の規定によ

る支援を行う保育士を除く。) による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第九号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和八年六月十五日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「又は」を「、主務保育教諭又は」に改める。

第九条の表第二条第一項の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

令和八年六月十五日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山口南警察署の項管轄区域の欄中「小郡昭和町」の下に「、小郡柳井田一丁目、小郡柳井田二丁目、小郡柳井田三丁目、小郡柳井田四丁目、小郡蔵敷、小郡中央通、小郡津市、小郡本町一丁目、小郡本町二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。